

大阪市条例第55号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(協議会の委員の定数)</p> <p>第2条の2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>(4) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下高齢者医療確保法という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人</u></p>	<p>(協議会の委員の定数)</p> <p>第2条の2 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) <u>法附則第10条第1項の被用者保険等保険者を代表する委員 2人</u></p>
<p>(葬祭費)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は<u>高齢者医療確保法</u>の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、前項の規定にかかわらず、支給しない。</p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>2 葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下高齢者医療確保法という。）</u>の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、前項の規定にかかわらず、支給しない。</p>
<p>(<u>基礎賦課総額</u>)</p> <p>第11条 <u>基礎賦課額</u>（第17条の2の規定によ</p>	<p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>)</p> <p>第11条 <u>一般被保険者</u>（法附則第7条第1項</p>

り基礎賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。)の総額(以下基礎賦課総額という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下後期高齢者支援金等という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下病床転換支援金等という。))及び介護保険法(平成

に規定する退職被保険者等(以下退職被保険者等という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第17条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。)の総額(以下基礎賦課総額という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [同左]

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下後期高齢者支援金等という。))、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下病床転換支援金等という。))及

9年法律第123号)の規定による納付金
(以下介護納付金という。)の納付に要
する費用に充てる部分を除く。)の額

[ウ～オ 略]

カ その他国民健康保険事業に要する費
用(国民健康保険の事務の執行に要す
る費用を除く。)の額(国民健康保険事
業費納付金の納付に要する費用(大阪
府の国民健康保険に関する特別会計に
おいて負担する後期高齢者支援金等、
病床転換支援金等及び介護納付金の納
付に要する費用に充てる部分に限る。)
の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算
額

[ア 略]

イ 法附則第7条の規定により読み替え
られた法第75条の規定により交付を受
ける補助金(国民健康保険事業費納付
金の納付に要する費用(大阪府の国民

び介護保険法(平成9年法律第123号)
の規定による納付金(以下介護納付金
という。)の納付に要する費用に充てる
部分を除く。)の額

[ウ～オ 同左]

カ その他国民健康保険事業に要する費
用(国民健康保険の事務の執行に要す
る費用を除く。)の額(退職被保険者等
に係る療養の給付に要する費用の額か
ら当該給付に係る一部負担金に相当す
る額を控除した額並びに入院時食事療
養費、入院時生活療養費、訪問看護療
養費、特別療養費、移送費、高額療養
費及び高額介護合算療養費の支給に要
する費用の額並びに大阪府が行う国民
健康保険の一般被保険者に係る国民健
康保険事業費納付金の納付に要する費
用(大阪府の国民健康保険に関する特
別会計において負担する後期高齢者支
援金等、病床転換支援金等及び介護納
付金の納付に要する費用に充てる部分
に限る。)及び退職被保険者等に係る国
民健康保険事業費納付金の納付に要す
る費用の額を除く。)

(2) [同左]

[ア 同左]

イ 法附則第22条の規定により読み替え
られた法第75条の規定により交付を受
ける補助金(国民健康保険事業費納付
金の納付に要する費用(大阪府の国民

健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

[ア)~(ウ) 略]

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額(市長が定めるものに限る。))並びに同省令附則第7条第2

健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて国民健康保険保険給付費等交付金という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

[ア)~(ウ) 同左]

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算

号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

(基礎賦課額)

第12条 基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額 (これらの額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額とする。

(基礎賦課額の所得割額)

第13条 基礎賦課額の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の

定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額(市長が定めるものに限る。)並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合(以下混合世帯の場合という。)には、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がないものとして算定した同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の

3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所

金額）、同法附則第33条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の 2 の 6 第11項又は第35条の 3 第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用

得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下租税条約等実施特例法という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下基礎控除後の総所得金額等という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

2 被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下特例対象被保険者等という。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得

後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第17条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下租税条約等実施特例法という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下基礎控除後の総所得金額等という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

2 一般被保険者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下特例対象被保険者等という。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に

税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

[削る]

（基礎賦課額の保険料率）

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

[ア 略]

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続

所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法）」とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第13条の2 退職被保険者等に係る基礎賦課

額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、退職被保険者等であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（混合世帯の場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）とする。

2 前条の規定は、前項の所得割額の算定について準用する。この場合において、同条中「一般被保険者」とあるのは「退職被保険者等」と読み替えるものとする。

（基礎賦課額の保険料率）

第14条 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[ア 同左]

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続

して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月(以下特定月という。)以後5年を経過する月までの間にあるものをいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるものをいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を乗じて得た額

して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月(以下特定月という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。)(以下特定世帯等という。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。)(以下特定継続世帯等という。) アに定める額に4分の3を乗じて得

[2 略]

(基礎賦課額の賦課限度額)

第14条の2 基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の2の2 後期高齢者支援金等賦課額

(第17条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。)の総額(以下後期高齢者支援金等賦課総額という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分)に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付

た額

[2 同左]

(基礎賦課額の賦課限度額)

第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額(混合世帯の場合には、これらの規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。)は、650,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の2の2 一般被保険者に係る後期高

齢者支援金等賦課額(第17条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。)の総額(以下後期高齢者支援金等賦課総額という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分)であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) [同左]

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付

金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の2の3 後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(これらの額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額)

第14条の2の4 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じた額とする。

金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の2の3 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、混合世帯の場合には、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額)

第14条の2の4 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の2の6の所得割の保険料率を乗じた額とする。

[削る]

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の2の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

[ア 略]

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

[2 略]

(後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額)

第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額は、220,000円を超えることができない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の2の5 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、退職被保険者等であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額(混合世帯の場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額)とする。

2 前条の規定は、前項の所得割額の算定について準用する。この場合において、同条中「一般被保険者」とあるのは「退職被保険者等」と読み替えるものとする。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の2の6 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

[ア 同左]

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

[2 同左]

(後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額)

第14条の2の7 第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額(混合世帯の場合には、これらの規定による後期高齢者支援金等賦課額の合算額)。

(介護納付金賦課総額)

第14条の3 介護納付金賦課額（第17条の2の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下介護納付金賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

〔1〕 略〕

〔2〕 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課額)

第14条の4 介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について

以下同じ。）は、200,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第14条の3 〔同左〕

〔1〕 同左〕

〔2〕 〔同左〕

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(介護納付金賦課額)

第14条の4 介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について

算定した所得割額及び被保険者均等割額
(これらの額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合算額とする。

(賦課期日後における納付義務の変動)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合は、その納付義務が発生した日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額 (第14条の2に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額 (第14条の2の6に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。)並びに介護納付金賦課額 (第14条の7に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。)の合算額を保険料として賦課する。

2 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

3 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合は、その納付義務が消滅した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のい

算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(賦課期日後における納付義務の変動)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合は、その納付義務が発生した日の属する月から、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額 (第14条の2に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。)及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額 (第14条の2の7に規定する賦課限度額を超える場合は、同条に定める額。以下この条において同じ。)の合算額を保険料として賦課する。

2 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した日の属する月から、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

3 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合は、その納付義務が消滅した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のい

れかに該当することにより納付義務が消滅した場合で、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつて算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

- 4 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合で、その減少した日が月の初日であるときは、その前日。以下この項において減少した日という。)の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額(被保険者数が減少したことにより特定世帯となつた場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。)及び後期高齢者支援金等賦課額(被保険者数が減少したことにより特定世帯となつた場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条の2の5第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について

れかに該当することにより納付義務が消滅した場合で、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

- 4 保険料の賦課期日後に1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した場合は、被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより被保険者数が減少した場合で、その減少した日が月の初日であるときは、その前日。以下この項において減少した日という。)の属する月から、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額(被保険者数が減少したことにより特定世帯等となつた場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。)及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額(被保険者数が減少したことにより特定世帯等となつた場合における世帯別平等割額は、減少した日の属する月の前月までの分について月割をもつて算定した第14条

月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。)並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

- 5 保険料の賦課期日後に世帯主の世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となった場合は、特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

(保険料の減額)

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。)現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項及び次項において世帯主等という。)について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等

の2の6第1項第3号アに定める額及び減少した日の属する月以降の分について月割をもつて算定した同号イに定める額の合計額とする。)並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

- 5 保険料の賦課期日後に世帯主の世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となった場合は、特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

(保険料の減額)

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。)現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項及び次項において世帯主等という。)について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等

の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等の

の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等の

うち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び次項において給与所得者等の数という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に295,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

うち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び次項において給与所得者等の数という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に290,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に545,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

[3 略]

4 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額から市規則で定める額を減額する。

5 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に産前産後期間（出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出

課額から市規則で定める額を減額する。

2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主等について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に535,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

[3 同左]

4 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額から市規則で定める額を減額する。

5 市長は、当該年度において、世帯主の世帯に産前産後期間（出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出

産の日)の属する月(以下出産予定月という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間をいう。)を有する出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。)がある場合においては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

附 則

[1～8 略]

[削る]

[削る]

産の日)の属する月(以下出産予定月という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間をいう。)を有する出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。)がある場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額から市規則で定める額を減額する。

附 則

[1～8 同左]

9 令和5年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額(市長が定めるものに限る。))並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

10 令和5年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課

総額の100分の45に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の33に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の22に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

11 令和5年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45に相当

[削る]

する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の33に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯
一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

12 令和5年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分

[削る]

<p>[削る]</p> <p><u>9</u> [略]</p>	<p>の45に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の55に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p> <p><u>13</u> 附則第10項、第11項及び前項の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p><u>14</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。